

# 災害時の被災者支援制度と り災証明の認定等について

カードを使って上手に生活再建！  
 ・あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう  
 ・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります  
 ・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう  
※各制度の適用や利用条件は別途あり、又は災害発生により異なる場合があるため必ずその都度お調べください。  
 被災者生活再建支援法 © 2019 弁護士永野 海

災害直後	<b>避難所</b> 数日から数ヶ月の利用(無料)	<b>ボランティア 専門家支援</b> 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	<b>応急修理 制度</b> 仮設住宅 半壊以上 595,000円 半半壊 300,000円	<b>基礎支援金</b> 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	<b>火災(地震) 保険・共済</b> 火災保険だけでは 地震・津波の 被害保障なし		
	数か月後	<b>仮設住宅</b> 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	<b>義援金</b> 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	<b>自治体の 独自支援</b> 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	<b>災 害 弔 慰 金</b> 家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給	<b>災害援護 資金貸付</b> 1か月以上の自傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	<b>雑損控除 (災害減免法)</b> 建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が軽減される
		その後	<b>公費解体</b> 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	<b>加算支援金</b> 被災者生活再建支援法 建設・購入200万 修理100万 民間貸借50万 ※中規模半壊以上の各半額	<b>被災ローン 減免制度</b> 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	<b>リバース モーゲージ</b> 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	<b>災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)</b> 建設・購入資金は半額、補修は一部半額以上が条件

2021年(令和3年)7月9日

日弁連災害復興支援委員会 副委員長  
 関東弁護士会連合会 災害対策委員  
 静岡県弁護士会 災害対策委員

弁護士・防災士 永野 海

# 説明会の進行 \* 配分時間は目安です

19:10



被災したあとにまずは知ってほしい  
⑨つの大切な知識

19:30

全壊・大規模半壊の場合は？

19:55

中規模半壊・半壊の場合は？

20:10

(5分間休憩)

20:15

準半壊・一部損壊の場合は？

20:25

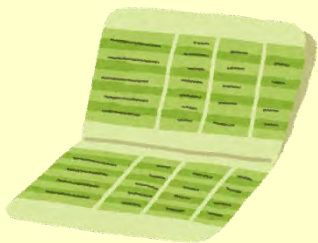
り災証明の認定の仕方とポイント

20:30

# 大切な知識① 今回の災害で紛失したものがあっても大丈夫です (決して危険な場所に探しにいったりしないでください)

情報提供協力: 岡本正弁護士、鹿瀬島正剛弁護士など

## 預金通帳・印鑑・証書・不動産の権利証 を失ってしまった

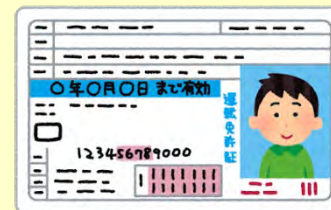


- ・失くしても預金や権利を失うことはありません。
- ・通帳がなくても出金もできますので各銀行に問合せてください。

●金融上の措置 [https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2021/rel210705d.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210705d.pdf)

●たとえば静岡銀行 <https://www.shizuokabank.co.jp/notice/detail/5068>

## 免許証など本人確認書類を失ってしまった



- ・**住民票**は、何らかの方法で本人確認がとれれば交付を受けられます。
- ・**運転免許証**は運転免許センターや各警察署で再発行の相談をしてください。

## 健康保険証を失ってしまった



- ・保険証を提示しなくても、病院の受診が可能です。また、介護サービスを受けることができます。
- ・医療機関などにご相談ください。

## 保険証券がなくて保険内容がわからない



特別措置や保険会社が不明なときの問い合わせ窓口があります。

●日本損害保険協会 ☎0120-501-331

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2107\\_001.html](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2107_001.html)

●外国損害保険協会 <https://www.fnlia.gr.jp/>

●生命保険協会

[https://www.seiho.or.jp/info/news/2021/20210705\\_1.html](https://www.seiho.or.jp/info/news/2021/20210705_1.html)

# 大切な知識② 支払いの不安・当面のお金の不安に対しては？ (大きな災害時の特例措置がいくつもあります)

情報提供協力: 岡本正弁護士など

## 公共料金や携帯会社の支援措置など



- ・**携帯各社**は、被災者向けのさまざまなサービスや無料化措置をとっています。確認しましょう。
- ・**公共料金**についても契約先の情報をネットで確認を。

●ドコモ [https://www.nttdocomo.co.jp/.../detail/20210703\\_00\\_m.html](https://www.nttdocomo.co.jp/.../detail/20210703_00_m.html)

●KDDI(au) <https://disaster.kddi.com/disaster/2021/310/>

●ソフトバンク [https://www.softbank.jp/disaster/202107\\_01/](https://www.softbank.jp/disaster/202107_01/)

## 当面の生活費に困っている



緊急小口資金など**社会福祉協議会**の生活福祉資金の貸付制度が複数ありますし、**自治体**にも母子父子寡婦福祉資金貸付制度などがあります。

## 税金の支払いが大変です



自然災害によって家屋やお墓などに被害を受けた場合には、所得税の軽減や免除を受けられる**雑損控除**などの制度もあります。税務署などにご相談を。

## 被害を受けた住宅にはまだ住宅ローンが…



今回の災害で住宅ローンなど個人のローン返済が難しくなった人は、**被災ローン減免制度**により、ローンの減額、免除を受けられる可能性があります。



# 大切な知識④ 特に覚えてほしい9つの災害時の制度 (被災者支援カードも少しみてみましょう)

被災された皆様へ **被災者支援カード** 使える支援制度のカードを探しましょう 令和3年4月13日版

\*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどご参照。被災者支援カード ©2021 弁護士永野海

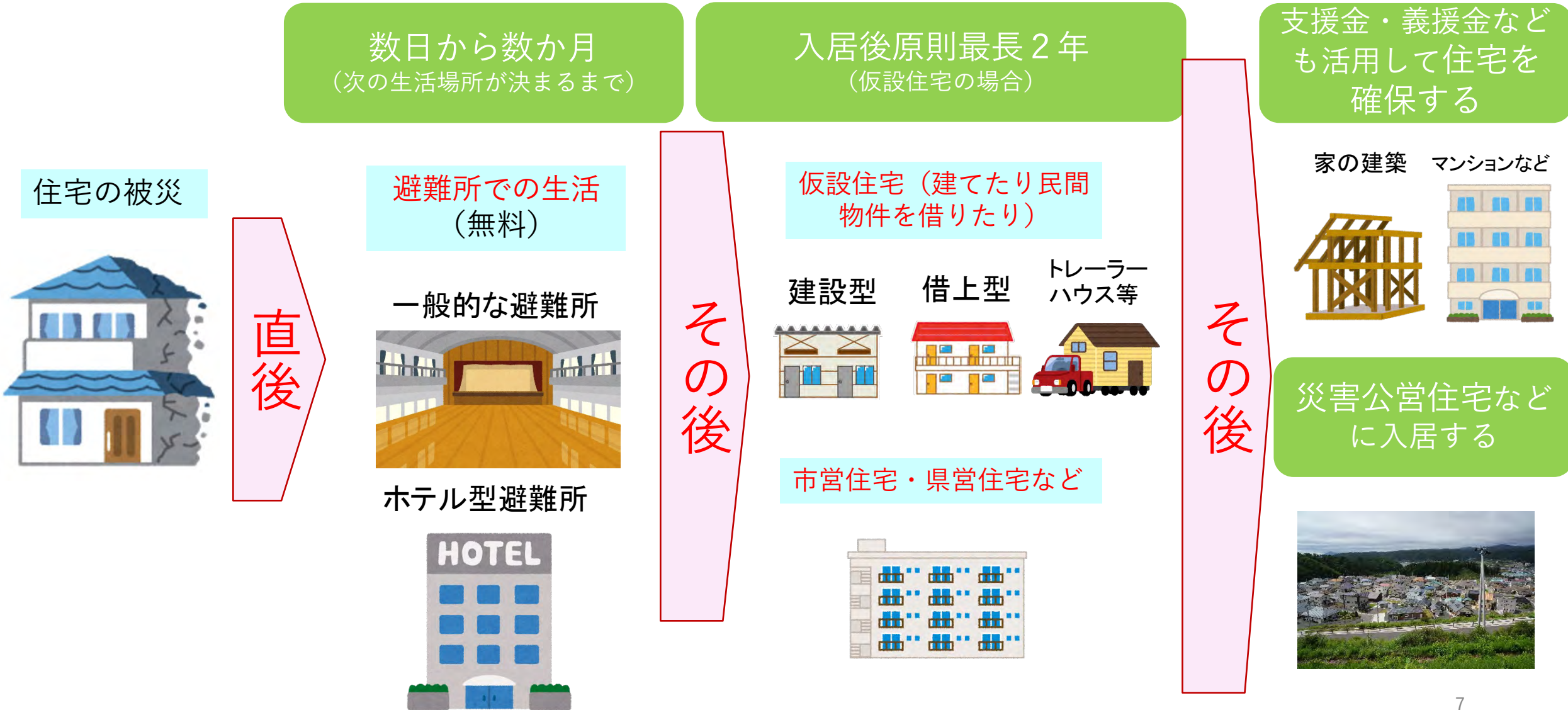
災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	<b>応急修理制度</b> (災害救助法) 大規模半壊・半壊の世帯 <b>59.5万円</b> (2020) 準半壊の世帯 <b>30万円</b>	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 使うと <b>原則仮設住宅</b> に入れないので、修理した自宅などで生活できる世帯 業者に修理を頼む前に自治体に相談	<b>基礎支援金</b> (被災者生活再建支援法) ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 <b>100万円</b> 大規模半壊 <b>50万円</b>	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 左の条件を満たす世帯(借入人も)。特に②③は不明なら要相談(単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	<b>災害援護資金貸付</b> (災害弔慰金法) 借入最大 <b>350万円</b> (全壊250万/半壊170万/家財3分の1損害150万など)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人(所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子
	<b>仮設住宅</b> (災害救助法) 原則 <b>2年間</b> (特定非常災害適用なら延長可能性も) <b>家賃無料</b> (光熱費は負担必要)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人(半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	<b>公費解体</b> (環境省の制度) 建物を <b>無償</b> で解体(家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者(2階建かつ10m以下等一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	<b>雑損控除</b> (災害減免法も) その年の <b>所得の10%を超える部分の損害額</b> が所得控除される等	<b>窓口</b> <b>誰に</b> 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも <b>推定規定</b> あり
	<b>加算支援金</b> (被災者生活再建支援法) 建設・購入で <b>200万円</b> 修理で <b>100万円</b> 民間貸借へ <b>50万円</b> <b>*中規模半壊は上の半額</b>	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時(単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	<b>被災ローン減免制度</b> (自然災害ガイドライン) <b>預貯金500万円・家財保険金・各種支援金</b> などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり <b>*ブラックリストに載らない</b>	<b>窓口</b> <b>誰に</b> 弁護士会に相談を 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！	<b>災害復興住宅融資</b> (リバースモーゲージ) 建設・購入・リバモ融資半壊以上で <b>抵当権</b> 修理の融資 <b>一部損壊でもOK</b>	<b>窓口</b> <b>誰に</b> 住宅金融支援機構 住宅の修理費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済の <b>リバースモーゲージ</b> も

**「被災者支援カード 弁護士永野海」**  
で検索して、ダウンロードして下さい

ハサミで切って折りたたむとカードになります



# 大切な知識⑤ 公的な支援を活用する場合の生活・住宅の再建までの流れ (たとえば熱海市のような土石流被害をイメージ)



# 大切な知識⑥ 支援制度を最大限活用して生活・住宅を再建する (お金の負担を少しでも減らす)



さまざまな支援制度を足して

支援金・義援金	建物修理の補助
	
仮設住宅の入居	無料で建物の解体・撤去
	
自治体独自の支援	ローンの減額・免除
	



制度を知らないと  
支援の申請もできません





# 大切な知識⑦ 支援制度の多くは、り災証明書と結びついている (り災証明書を申請することがスタート)



市町村に発行申請



市町村による被害調査



↓再調査などもしてもらえる

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50 以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

100点満点

建物の壊れ具合の点数で決まる

第5-2122号

罹災証明書

申請者住所	
申請者氏名	
罹災原因	平成30年9月4日(火)台風21号による
被災場所	
被災住家等	
被害の程度	半壊に至らない(一部損壊)
備考	(住家以外の被害)テラス屋根破損
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家に被害を受けたものに限り、被害の程度について記載しています。</li> <li>この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</li> </ul>

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年10月26日  
堺市長 竹山 修身

# 参考 被災証明の調査（住家被害認定調査）は迅速に行う工夫もできる

（過去の甚大な被害の場所で行われた様々な工夫）

資料出典：内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/180712sankosiryu.pdf>

## 航空写真による判定

航空写真等を活用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)



【被災前（2007年10月6日）】

【被災後（2018年7月9日）】

<岡山県倉敷市真備町>

## 基礎損傷や土砂堆積時の簡易判定

基礎が損傷している場合、簡易に「全壊」と判断

木造・プレハブ  
基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合



【平成29年台風18号等での基礎・地盤被害による住家被害の例】

土砂等が一律に堆積している場合、堆積の深さで判定

- 床上1mまで ⇒「全壊」
- 床まで ⇒「大規模半壊」
- 基礎の天端下25cmまで ⇒「半壊」



【平成29年九州北部豪雨での土砂堆積等による住家被害の例】

## 浸水深やエリア一括での判定

堤防決壊等により浸水したエリアは外力が作用したものと判断

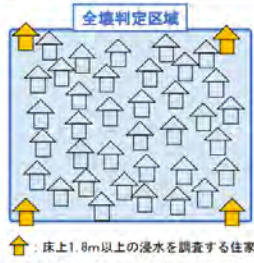
浸水深による簡易な判定が可能

	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 <small>浸水深の最も深い部分で測定</small>	全壊
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 <small>浸水深の最も深い部分で測定</small>	大規模半壊
	床上1m未満の浸水 <small>浸水深の最も深い部分で測定</small>	半壊
	床下浸水 <small>浸水深の最も深い部分で測定</small>	半壊に至らない

住家毎でなく区域で判定が可能

床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域

区域の端部の住宅のサンプル調査で区域内の住家全てを「全壊」と判定



## 倒壊・流失建物の外観による判定

外観による「全壊」の判定



【一見して住家がすべて倒壊している場合】

【一見して住家がすべて流失している場合】

# 大切な知識⑧ り災証明書の区分と受けられる支援の関係を知る (被災者支援カードの裏面も少しみてみましょう)

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

## 被災者支援カード(裏面)

2021年4月19日版

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野海

最新のカードのダウンロード

■ : 原則災害救助法の適用必要  
■ : 被災者生活再建支援法の適用必要  
■ : 当該制度の適用や実施が必要

	被災直後(無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金		借りられるお金				その他の支援									
	ボランティア・専門家相談	自治体による土砂撤去	火災・地震保険の確認	応急修理制度(2020基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	自治体独自の支援金・補助金	社会福祉協議会の貸付	災害援護資金貸付	住宅融資	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ融資	被災ローン減免制度	雑損控除	その他			
一部損壊(床下浸水も)	困りごとは遠慮なさらず相談を	自治体により時期や内容に違い	水災保障の有無や金額も確認を	30万円																		
準半壊																						
半壊																						
中規模半壊				59.5万円	△※2	△※3	△※4		建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円						△※6							
大規模半壊									50万円	建設・購入 200万円					最大 350万円							
半壊など+建物解体										修理 100万円												
全壊							利用可	利用可	利用可	100万円												
(長期避難世帯)※1				※2		※4	民間貸借 50万円						※6									

「被災者支援カード 弁護士永野海」で検索して、ダウンロードしてください

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方が入居できる場合も。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



内閣府防災のHP



# 大切な知識⑨ 土石流の土砂・がれきの撤去もあせらないでください

(今後進んでいきます) 参考:国土交通省「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」

日常生活上  
不可欠な場所は

災害救助法の  
障害物の除去  
(内閣府)

純粋な土砂は

堆積土砂  
排除事業  
(国交省)

がれき混じりの土砂は

災害廃棄物  
処理事業  
(環境省)

過去の災害時の処理例

## ●西日本豪雨の広島市

5日後に、市から、氾濫などで流木・岩石が混じった土砂が堆積した地区は、**民有地内でも市が撤去**すると宣言。

宅地と農地が渾然一体の場合には農地の土砂も撤去するとも。

## ●台風19号の丸森町

約1か月後の発表。

同じく流木や岩石が混じった土砂が堆積した宅地について、**撤去困難なら、町が代わりに撤去**する。ただし、**家屋内や床下の土砂は対象外**とのこと。

## ●西日本豪雨の呉市

2ヶ月後の案内文書では

宅地内に堆積した土砂混じりがれきについて、**人力で撤去困難なら市が撤去**すると説明しています。**ただし機械で撤去**できる範囲しかできない、という内容。

# 参考 土砂を自ら撤去した場合、あとから費用をもらえるか？

- ・**あとから費用を償還**(自治体が負担)してくれる場合があります。
- ・それに備え、**撤去前と撤去後のたくさんの写真や動画**を残しておきましょう。  
また、**撤去費用の領収書や、撤去工事の費用の明細**もなるべく詳しいものを。
- ・ただし、撤去費用の全てを自治体が払ってくれるとは限りません。



## ● 意外に？償還が認められた例

- ・重機を借りて自分で撤去した場合の、  
重機のレンタル料

## ● 償還が認められなかった例

- ・知人や友人、ボランティアに除去してもらった日  
当やお礼
- ・土砂撤去のために購入した重機の費用

# 説明会の進行 \* 配分時間は目安です

19:10

被災したあとにまずは知ってほしい  
⑨つの大切な知識

19:30



全壊・大規模半壊の場合は？

19:55

中規模半壊・半壊の場合は？

20:10

(5分間休憩)

20:15

準半壊・一部損壊の場合は？

20:25

り災証明の認定の仕方とポイント

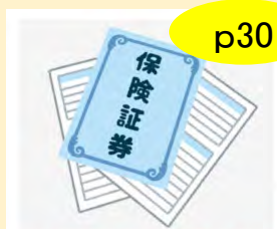
20:30

# 全壊・大規模半壊と支援制度①

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

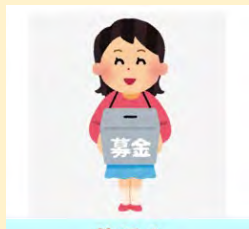
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## お金に関する支援・制度



p30

火災保険の保険金



義援金  
(災害により金額変化)

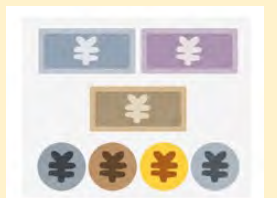


p16

被災者生活再建支援金  
(被災者生活再建支援法)



自治体独自の支援金



災害弔慰金  
(災害関連死も対象)



P31,32

雑損控除  
災害減免法

## 住まいに関する支援・制度



避難所 (無料)  
(災害救助法)



ボランティアによる  
復旧作業



仮設住宅 (無料)  
(災害救助法)



p17

公費で解体  
(災害廃棄物処理特例)



災害公営住宅

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度  
(社協が窓口)



p28

災害援護資金貸付  
(自治体が窓口)



災害復興住宅融資  
(住宅金融支援機構)



P18～20

リバースモーゲージ  
融資の災害時特例  
(住宅金融支援機構)



p21

被災ローン減免制度  
(ガイドライン)

# 全壊・大規模半壊と支援制度②

## (被災者生活再建支援金)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

### 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体*		補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③長期避難:災害による危険な状態が継続し、住宅にできない状態が長期間継続している世帯



表の出典:「水害にあったときに」  
(震災がつなぐ全国ネットワーク)

「水害にあったときに」で検索すると、チラシや冊子が無料でダウンロードできます



# 全壊・大規模半壊と支援制度③ (公費解体制度)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下



最近の大規模災害では、**半壊**以上の建物は、公費解体で、**建物を無償で解体・撤去**してくれることが多いです

申請期限に焦らされず、本当に解体すべきか、**慎重に検討**しよう！

# 全壊・大規模半壊と支援制度④

(住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資①) \*

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

\* 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)

1



リバースモーゲージ型融資は  
どんな制度ですか？



A

り災証明書(修理以外は半壊以上が必要)をもらった人のための住宅の再築、購入、修理の借入制度

2



誰でも借りられるのですか？



A

×  
60歳以上の人しか借りられません

3



返済が大変ではないですか？



A

×  
借りたお金の元金は死亡時に不動産の売却などで完済。日ごろの返済は利息だけ

4



住宅ローンが残っている人でも  
借りられますか？



A

△  
再築したり購入したり修理したりする  
不動産に1番の抵当権をつける必要があります

5



いくらまで借りられますか？




A


担保をつける不動産の6割まで かつ  
①土地付きの建設・購入 3700万円まで  
②建物だけの再築 2700万円まで  
③補修 1200万円まで


# 全壊・大規模半壊と支援制度④


(住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資②)


全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

- 6**  この融資で別の場所のマンションなどを買ってもよいですか？

→ **A** ○  
別の場所の新築や中古のマンションなどを買うこともできます
- 7**  不動産の価値の6割までの融資なら4割分の貯金がないとだめですか？

→ **A** ×  
被災地では、**支援金や義援金**などを頭金として使っています
- 8**  毎月の返済額はどのくらいになりますか？

→ **A** 全期間固定金利で、金利2.1%の場合、**600万円借りるごとに月1万円程度**のようです
- 9**  実際の被災地で利用されたデータを教えてください

→ **A** 西日本豪雨の倉敷市では、利用者の平均年齢は**72歳**、自分で用意した頭金の平均額は**約500万円**でした
- 10**  死亡時には絶対に家を手放さないといけないのですか？

→ **A** ×  
相続人が残ったローンを支払えば**不動産の相続も可能**です

# 全壊・大規模半壊と支援制度④

## (住宅金融支援機構のリバースモーゲージ型融資③)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

令和3年7月



### 「令和3年7月1日からの大雨」により住宅に被害を受けられた方への 災害復興住宅融資、ご返済等に関する相談窓口のご案内

今般の災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
独立行政法人住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資、機構融資の返済等に関して被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けしますので、お知らせいたします。

- 1 災害復興住宅融資（建設資金・購入資金・補修資金）に関する相談窓口  
機構融資（フラット35、旧住宅金融公庫融資を含む）のご返済に関する相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

**0120-086-353**（通話無料）

- ※ 営業時間：9：00～17：00（祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。）
- ※ ご利用いただけない場合は、048-615-0420（通話料金がのめりします。）におかけください。
- ※ 返済方法の変更など具体的なご相談につきましては、ご利用中の金融機関の窓口をお願いします。

- 2 火災保険に関する相談窓口

■特約火災保険のご契約者で被害を受けられた方  
損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター

**0120-727-110**（通話無料）

- ※ 営業時間：24時間365日受付
- ※ 事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。  
詳しくは、損害保険ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.soupa-japan.co.jp/>）をご覧ください。

■特約火災保険以外の火災保険をご契約されている方  
ご契約先の保険会社等にご連絡願います。

- 3 団体信用生命保険に関する相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）

**0120-086-078**（通話無料）

- ※ 営業時間：9：00～17：00（土日、祝日、年末年始は休職）
- ※ ご利用いただけない場合は、048-615-3311（通話料金がのめりします。）におかけください。

### 【参考】 <災害復興住宅融資の概要>

#### ■融資金利【令和3年7月1日現在】

##### 建設資金、購入資金、補修資金

◆団体信用生命保険に加入する場合 年 0.84%

◆団体信用生命保険に加入されない場合 年 0.64%

- \* 「高齢者向け返済特例」をご利用の場合の金利は、「年 2.10%」となります。
- \* お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。

#### ■融資限度額

◆建設の場合 3,700万円

（土地を取得して住宅を建設する場合）

◆購入の場合 3,700万円

◆補修の場合 1,200万円

- \* 各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります(10万円以上1万円単位)。
- \* 「高齢者向け返済特例」をご利用の場合の融資限度額は、上記とは異なります。

#### ■ご利用いただくためには

地方公共団体が発行した「**り災証明書**」の提出等の条件があります。

#### ■申込受付期間

り災日から2年間

※このお知らせでは、災害復興住宅融資の概要をご案内しています。

最新金利、融資限度額等、災害復興住宅融資制度（高齢者向け返済特例を含む。）の詳細については、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（[www.jhfa.go.jp](http://www.jhfa.go.jp)）でご確認ください。



住宅金融支援機構からご提供を受けたチラシを掲載しておきます

上記機構のホームページなどでも情報をチェックしてください

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資は、り災証明をお持ちの方は、どなたでもご相談可能です



# 全壊・大規模半壊と支援制度⑤

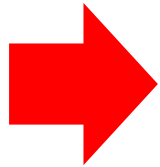
(被災ローン減免制度※) ご相談は弁護士会に

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

※正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン



自宅が全半壊したのに住宅ローンが残っていたり、今回の災害で個人のローンの支払いが難しくなってしまった方



被災ローン減免制度を利用すると??

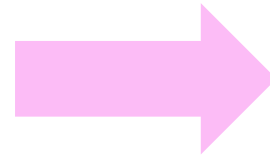


預貯金500万円に加えて、もらった支援金、弔慰金や義援金

などを手元に残せる

ブラックリストに載らないので、再度借入の可能性!

保証人にも請求がいかない(原則)



住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害によって払えなくなった個人のローンが広く対象です



選択の例 ①

自宅は手放して  
ローン0から再出発

選択の例 ②

土地を残して同じ場所に再築したいなら、土地の評価分だけを分割で支払って、残りのローンは免除

# 説明会の進行 \* 配分時間は目安です

19:10

被災したあとにまずは知ってほしい  
⑨つの大切な知識

19:30

全壊・大規模半壊の場合は？

19:55



中規模半壊・半壊の場合は？

20:10

(5分間休憩)

20:15

準半壊・一部損壊の場合は？

20:25

り災証明の認定の仕方とポイント

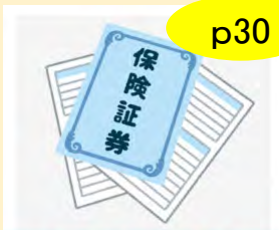
20:30

# 中規模半壊・半壊と支援制度①

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## お金に関する支援・制度



p30

火災保険の保険金



義援金  
(災害により金額変化)



p25

被災者生活再建支援金  
(被災者生活再建支援法)



自治体独自の支援金



災害弔慰金  
(災害関連死も対象)



P31,32

雑損控除  
災害減免法

## 住まいに関する支援・制度



避難所 (無料)  
(災害救助法)



ボランティアによる  
復旧作業



仮設住宅 (無料)  
(災害救助法)



p24

応急修理制度  
(災害救助法)



p17

公費で解体  
(災害廃棄物処理特例)



災害公営住宅

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度  
(社協が窓口)



p28

災害援護資金貸付  
(自治体が窓口)



災害復興住宅融資  
(住宅金融支援機構)



P18～20

リバースモーゲージ  
融資の災害時特例  
(住宅金融支援機構)



p21

被災ローン減免制度  
(ガイドライン)

# 中規模半壊・半壊と支援制度②

(応急修理制度と仮設住宅の入居制約の関係)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下



応急修理  
制度が  
使える人

修理の際に  
受けられる  
補助の金額

59万5000円

30万円

使うと

応急修理制度を使うと、修理が終わったあとや、一定の期間経過後などは、仮設住宅には入れなくなります



立入禁止





# 中規模半壊・半壊と支援制度③

(半壊をやむを得ず解体したり、長期避難世帯に指定されると「全壊」と同じ扱いを受けられる)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体*		補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③長期避難:災害による危険な状態が継続し、住宅にできない状態が長期間継続している世帯



公費で**解体**  
(災害廃棄物処理特例)

解体すると通常大きな費用がかかりますが、半壊以上の建物は、**公費解体**で、無償で解体・撤去してもらえる可能性があるため、

**半壊 + 解体 = 全壊になる**

は現実的な選択肢になります



# 説明会の進行

\* 配分時間は目安です

19:10

被災したあとにまずは知ってほしい  
**⑨**つの大切な知識

19:30

全壊・大規模半壊の場合は？

19:55

中規模半壊・半壊の場合は？

20:10

(5分間休憩)

20:15



準半壊・一部損壊の場合は？

20:25

り災証明の認定の仕方とポイント

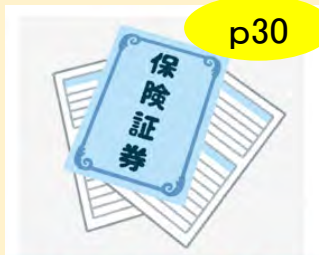
20:30

# 準半壊と支援制度①

(利用する可能性のある支援や制度の一例)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## お金に関する支援・制度



p30

火災保険の保険金



義援金  
(災害により金額変化)



自治体独自の支援金



P31,32

雑損控除  
災害減免法

## 住まいに関する支援・制度



避難所 (無料)  
(災害救助法)



ボランティアによる  
復旧作業



p24

応急修理制度  
(災害救助法)

準半壊ではもともと仮設住宅に入れないので、仮設住宅の入居に制約がでることは心配ありません

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度  
(社協が窓口)



p28

災害援護資金貸付  
(自治体が窓口)

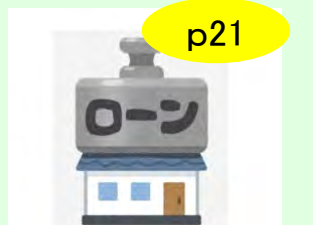


災害復興住宅融資  
(住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ  
融資の災害時特例  
(住宅金融支援機構)

P18～20



p21

被災ローン減免制度  
(ガイドライン)

# 準半壊と支援制度②

## (国の制度 災害援護資金貸付)

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9以下

災害で負傷したり、家や家財の被害を受けた場合の特別の貸付制度

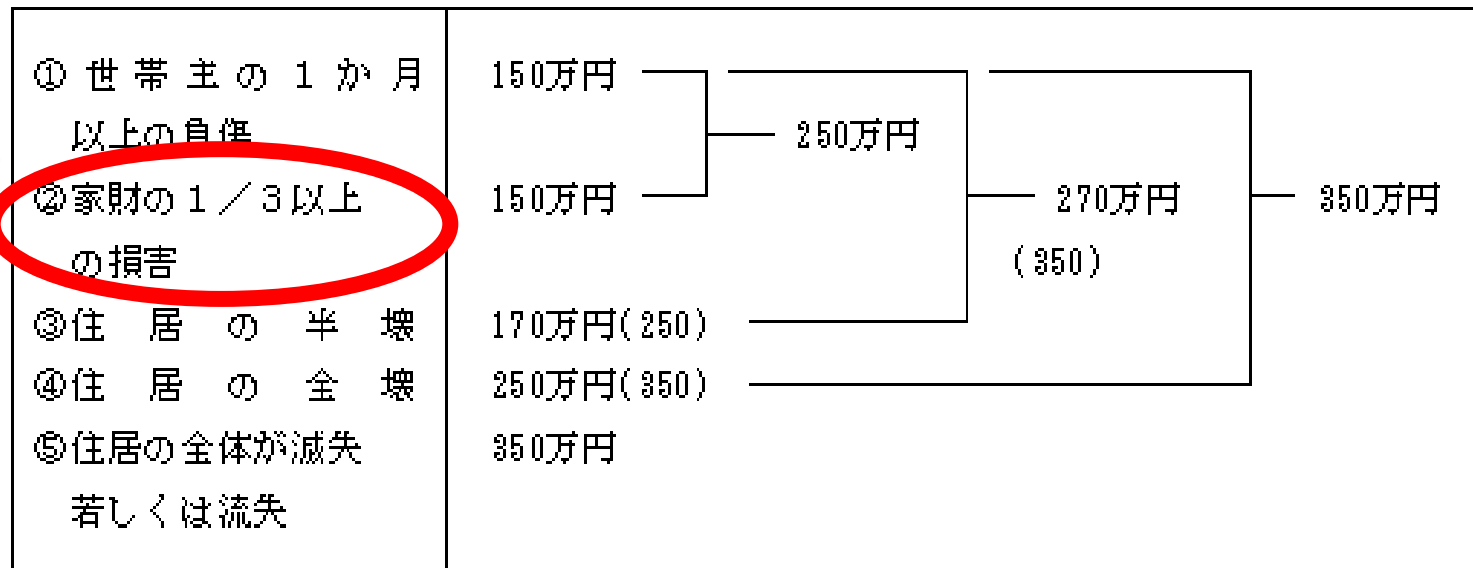
- 貸付金額 最大 350万円
- 利息 当初3年は無利子 その後金利3%など (条例で変更可能)
- 据置期間 3年 (全壊の場合など5年に延長される例もあり)
- 返済期間 10年 (据置期間を含む)
- 所得制限 あり 連帯保証人 必要 (不要な場合もあり。要確認)

■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

熊本地震の際の熊本市資料から引用

水害の準半壊などは水没で家財を失うのでこれに該当する人ができます



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額となります。

# 一部損壊（準半壊に至らない）と支援制度① （利用する可能性のある支援や制度の一例）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## お金に関する支援・制度



火災保険の保険金



義援金  
(災害により金額変化)



自治体独自の支援金



雑損控除  
災害減免法

## 住まいに関する支援・制度



避難所（無料）  
(災害救助法)



ボランティアによる  
復旧作業

## 借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度  
(社協が窓口)



災害復興住宅融資  
(住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ  
融資の災害時特例  
(住宅金融支援機構)



被災ローン減免制度  
(ガイドライン)

# 一部損壊（準半壊に至らない）と支援制度② （火災保険（水災）の確認フロー）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## 保険金額が減額される内容又は特約の例

- ・ 床上浸水の場合で、損害割合が15%未満のときは、保険金額の5%
- ・ 床上浸水の場合で、損害割合が15%～30%未満のときは、保険金額の10%
- ・ 損害割合が30%以上のときは、損害額（または保険金額）の70%



# 一部損壊（準半壊に至らない）と支援制度③

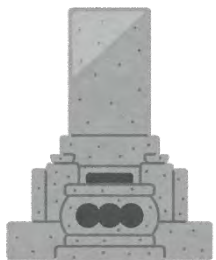
（難しくありません 雑損控除による所得税減免）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## 災害による損害



- ・家の修理費用
  - ・家財の損害額  
(金額の推定規定あり)
- ↑ 次ページ



- ・お墓の修理費用など

から もらえた保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(=税金が安くなる)



# 一部損壊（準半壊に至らない）と支援制度④ （雑損控除の際の家財金額の推定規定）

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

## (2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

## (3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

### 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29	500	300
30～ 39	800	
40～ 49	1,100	
50～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。



# 参考 今後の生活・住宅再建について支援制度のカードをおいて考えてみる (被災者生活再建カードの活用)

カードを使って上手に生活再建！

・あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう  
 ・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります  
 ・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

令和3年4月版  
 被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野海

災害直後	<b>避難所</b> 数日から数ヶ月の利用(無料)	<b>ボランティア専門家支援</b> 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	<b>応急修理制度</b> 仮設住宅 半壊以上 595,000円 半壊 300,000円	<b>基礎支援金</b> 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	<b>火災(地震)保険・共済</b> 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし		
	<b>仮設住宅</b> 原則2年以内家賃無料半壊も入居可能性	<b>義援金</b> 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	<b>自治体の独自支援</b> 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	<b>災害弔慰金</b> 家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給	<b>災害援護資金貸付</b> 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	<b>雑損控除(災害減免法)</b> 建物・家財・墓地などの被害や災害による支出で税金が减免される	
	<b>公費解体</b> 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	<b>加算支援金</b> 被災者生活再建支援法 建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊以上の各半額	<b>被災ローン減免制度</b> 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	<b>リバースモーゲージ</b> 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	<b>災害復興住宅融資(建設・購入・補修)</b> 建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件	<b>災害公営住宅</b> 収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり	

そのカードから得られる金額	万円	100万円	万円	万円	万円	① 100万円	
災害直後	この時の生活場所 避難所 窓口から数ヶ月の期間(無料)	ボランティア専門家支援 片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円				ライフスタイル(LS)カード(1枚目)↓ 安心な家
そのカードから得られる金額	50万円	20万円	170万円	10万円	万円	② 250万円	
数か月後	この時の生活場所 仮設住宅 原則2年以内家賃無料半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除(災害減免法) 建物・家財・墓地などの被害や災害による支出で税金が减免される		ライフスタイル(LS)カード(2枚目)↓ 便利な生活
そのカードから得られる金額	万円	200万円	万円	300万円	万円	③ 500万円	
その後	最終的な住まい 別の場所で家を買う	公費解体 半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円	被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能		当初の貯金 300万円 ①～④の合計額を記入 最終合計 1150万円

「被災者生活再建カード 弁護士永野海」で検索して、ダウンロードしてください  
カードをおく台紙も含めてダウンロードできます



# 説明会の進行 \* 配分時間は目安です

19:10

被災したあとにまずは知ってほしい  
⑨つの大切な知識

19:30

全壊・大規模半壊の場合は？

19:55

中規模半壊・半壊の場合は？

20:10

(5分間休憩)

20:15

準半壊・一部損壊の場合は？

20:25

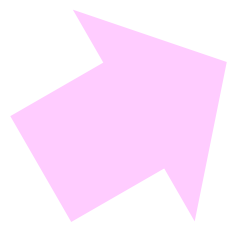
り災証明の認定の仕方とポイント

20:30



# 水害の場合の罹災証明の調査方法 (木造・プレハブ・2階建)

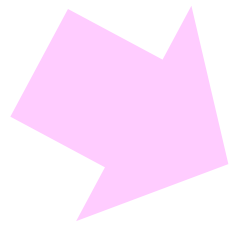
YES



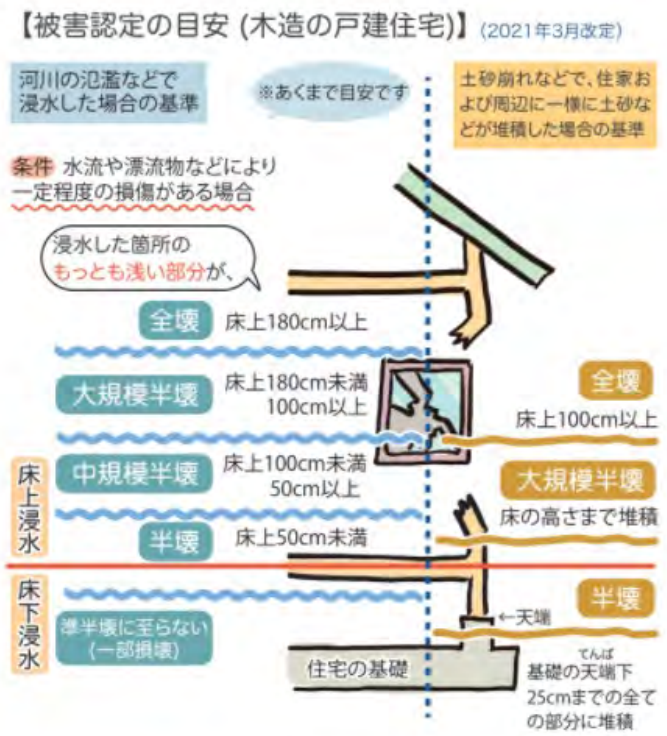
建物への浸水  
+  
「外力※」による建物の損傷がある？

※津波、越流、堤防決壊などの水流や泥流、瓦礫等の衝突など

NO  
(内水氾濫のときなど)



右の「第二次調査」で、具体的な損害の程度から判断

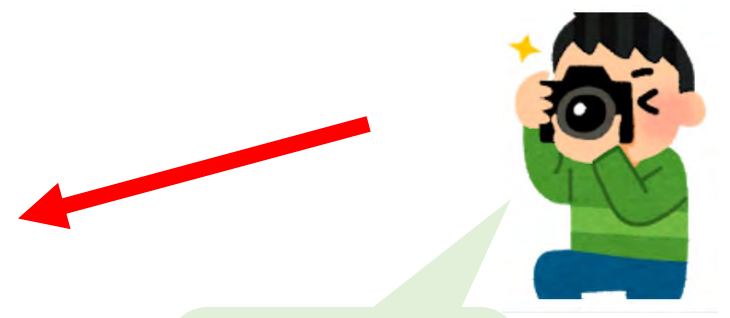


「水害にあったときに」から引用



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

内閣府防災情報のページ  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shoumei.pdf>



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、あらゆる場所を写真・動画で撮影



100点満点の「壊れ度テスト」で、点数を積み重ねていく



<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など	10 %

# 参考資料

説明会では省略しますがご関心ある部分をお読みください



# 熱海市伊豆山地区にも関係する可能性がある「長期避難世帯」ってどんなもの？① (長期避難世帯に指定されると被災者生活再建支援法で全壊と同じ扱いに)



- ① 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する**危険な状況が継続することその他の事由により、**
- ② その居住する住宅が**居住不能のものとなり、**
- ③ かつ、その状態が**長期にわたり継続**することが見込まれる世帯

被災者生活再建支援法第2条2号ハ

都道府県が世帯  
認定します。

## 長期避難世帯の指定

### 【被災者生活再建支援法 第2条ハ】

当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が**居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続**することが見込まれる世帯

- 必要条件
  - ・当該区域への避難指示等の発令
  - ・危険で住めない状況にあること(宅地滑動、山腹崩壊等)
  - ・または、その他の事由(道路断絶等)により住めない状況にあること
  - ※降雨による土砂災害の発生など、“継続して”危険な状態とは言えない場合は該当しない
- 指定によるメリット
  - ・仮設、みなし仮設住宅へ入居可能となる(当該区域はすでに要件緩和により入居可)
  - ・被災者生活再建支援金の支給において、全壊と同様の扱いとなる
- 指定によるデメリット
  - ・避難指示が発令され、住めない区域となる
  - ・同一敷地内に自宅を新築等しても、被災者生活再建支援金の加算支援金は支給されない
- 指定の手順  
県との協議 → 協議完了 → 長期避難世帯の公示(指定の決定)

これだけみると、**避難指示等の発令や、二次災害の危険が長期避難世帯の認定に不可欠なようにもみえますが...**



## 熱海市伊豆山地区にも関係する可能性がある「長期避難世帯」ってどんなもの？② (長期避難世帯に指定されると被災者生活再建支援法で全壊と同じ扱いに)

東日本大震災の津波被害区域における長期避難世帯等の取扱いについて



### 1. 津波浸水区域における長期避難世帯について

東日本大震災による津波被害に関し、震災発生時に以下の区域内(町丁目・字単位)に居住していた世帯については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2項ハに規定する長期避難世帯として取り扱って差し支えないものとする。

なお、その場合は、被災者生活再建支援金の支給に関しては個別の世帯毎の調査は不要となる。

- 津波による住宅浸水率が概ね100%であることが航空写真又は衛星写真から確認でき、かつ津波により電気、水道、ガスのライフラインの一部又は全部が失われたことにより、居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域((参考)参照)

なお、住宅浸水率が100%に満たない場合であっても、津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域については、同様の取り扱いとすることも差支えない。

また、それ以外の場合であっても、地震又は津波による被害に関し、個別の調査結果に基づき長期避難世帯として認定することも可能である。

内閣府防災担当平成23年4月12日付事務連絡「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」

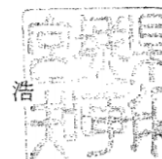
(ライフライン喪失の場合でも長期避難世帯に認定できること、個別の調査により認定することもできることが記載)

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

平成24年9月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 長期避難世帯の所在する区域  
仙台市青葉区栗生2丁目 ■番 ■号の ■号及び ■  
並びに ■
- 2 長期避難世帯となった日  
平成23年3月11日

東日本大震災における宮城県知事による長期避難世帯の認定に関する公告

(個別番地による指定がなされている)

# マンションの水害に対する住家被害認定(り災証明調査)の流れ (一軒家の場合とは異なる)

浸水深テストではなく、100点満点の壊れ  
度テストが適用

(参照 [http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin\\_3.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_3.pdf))



調査  
方法

被害の 程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害 割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(原則)  
1棟全体で判定

(例外)

浸水した住戸と浸水していない住戸のように、  
住戸間で明らかに被害程度が異なる部位(天井、内壁、  
建具、床、設備)がある住戸は、被害の大きい住戸につい  
ては、住戸ごとに判定可能です。

(例外の具体例)

マンションの1階部分だけが2m浸水している  
当該1階の住戸のみ第二次調査(100点満点損壊テス  
ト)をする



[http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin\\_all.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf)

右の100点満点の配点表のとおり、木造住宅の  
場合と異なり、マンションなどでは、  
柱だけで50%も配点されてしまっている。

↓

損壊がありそうな黄色枠部分を全て合計しても40  
点なので、半壊(20点以上)は目指せても、大規  
模半壊(40点以上)を狙うのはかなり難しい

実際  
は?

<表 非木造住家の部位別構成比>

部 位 名 称	構 成 比	
柱 (又は耐力壁)	50%	
床・梁	10%	
外部仕上・雑壁・屋根	10%	
内部仕上・天井	10%	
建具 窓、サッシ、戸、ふすま、障子など	5%	
設備等(外部階段を含む。)	【住家外】	5%
	【住家内】	10%

水回り、ベランダ、システムキッチン、洗面台、便器、お風呂など

参照 [http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin\\_all.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf)

# 静岡県弁護士会の取り組み

※今後も支援活動を継続して参りますので  
静岡県弁護士会のHPを定期的にご確認ください



静岡県  
弁護士会

2021年7月1日から大雨による  
**土砂災害・浸水**  
何でも**無料**電話相談

2021年7月5日(月) ~

ご家族のこと、家のこと、生活のこと、支援制度のこと、  
土砂のこと、誰かにちょっと聞いて欲しいこと、その他何でも、  
おひとりで悩まずに、まずは相談してみませんか？

**電話受付** **055-931-1848**


静岡県弁護士会沼津支部  
受付時間 平日9:00~17:00  
(12:00~13:00除く)

電話受付後、担当の弁護士が、  
折り返しのお電話をして、相談に応じます。



ホームページに様々な支援情報を随時掲載しています

静岡県弁護士会 検索



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association

沼津市内で浸水被害に遭われた方の  
**生活再建説明会 & 何でも相談会**  
どちらも予約不要・無料

日時 7月10日(土) 13:00~17:00

**生活再建説明会**

第1部 13:00~13:30 第2部 15:00~15:30

弁護士と浸水被害後の対処の専門家が、浸水被害にあつた建物の掃除、乾燥、消毒、ボランティアの活用方法や、生活再建のための支援制度を説明します。  
(第1部と第2部の内容は同じです。  
参加人数が多い場合は人数を制限させていただきます。)

**何でも相談会**

第1部 13:30~15:00 第2部 15:30~17:00

弁護士と上記専門家が、おひとりずつ困りごとをお伺いします。お好きな時間にお気軽にお寄りください。  
(参加人数により、適宜時間を区切らせていただきます)

場所 沼津市原地区センター (沼津市原1200-3)

※ 7月5日から11日まで、沼津市が同所で、り災証明書発行のための調査申請、被災ごみに関する相談、事業者等への融資等の相談の窓口を開設しています。